

別紙（陳情第 162 号）

内閣総理大臣

厚生労働大臣

中央最低賃金審議会会長あて

最低賃金全国一律 1500 円以上の実現を求める意見書

長引く国内の消費低迷が国政上でも大きな問題となっています。家計消費が国内総生産（GDP）の約 6 割を占めるなかで、日本の労働者の賃金の底上げは消費低迷脱却の大きな鍵となります。

ところが 2019 年 10 月の最低賃金改定時では、時間額 1000 円を超えたのは東京や神奈川のみで、福岡県では時間額 841 円です。時間額 1000 円には程遠い現状で、消費低迷脱却の要請に応えるものとなっていません。

仮に、時間額 841 円で一日 8 時間、月に 22 日働いても月額 15 万円にも満たない額であり、これが最低賃金法という労働者の生活の安定や労働の質的向上に寄与するものでないことは明らかです。少なくとも、時間額 1500 円以上の最低賃金を設定しなければ最低賃金法の目的に応えるものとはなりません。

また、最低賃金の全国 4 つのランク分け、都道府県別設定も実態に即していません。ある労働団体による最低生計費調査では、都市部より地方部のほうが高い事例があり、このような設定自体がまったく実情を反映していないことを示しています。さらに同一労働同一賃金の観点から見ても、同じサービスや同じ商品売るのに、なぜに最低賃金に差があるのか、合理的な理由は見当たりません。これら最低賃金の設定にあたっての不合理については、労働界だけではなく、国政の場でも問題視され、抜本的な見直しを求める声が強まっています。

もはや、最低賃金の全国 4 つのランク分け、都道府県別設定の不合理は誰の目にも明らかであり、この際、このような設定方式を廃止し、全国一律に踏み切るべきです。

労働者の生活の維持向上、国の経済に寄与するためにも、最低賃金の抜本的改善に向け、最低賃金全国一律 1500 円以上の実現を求め意見書を提出します。

記

- 1 最低賃金の設定にあたっては、全国 4 つのランク分け、都道府県別を廃止し、全国一律とすること。
- 2 2020 年の最低賃金については時間額 1500 円以上とすること。

- 3 最低賃金の引き上げにあたって、影響を受ける中小・零細企業に対しては社会保険料の負担軽減などの支援策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

北九州市議会議長